普通預金口座不正使用補償規定（個人・個人事業主口座）の新旧対照表

次表のとおり改正する（下線部が変更箇所）。

旧	新
PayPay 銀行株式会社（以下「当社」という。）は、当社に普通預金口座（決済用口座を含む。）、BUSINESS ACCOUNT および SOHO ACCOUNT（以下「普通預金口座等」という。）を有するすべての個人・個人事業主のお客さまを対象とし、不正使用等にてお客さまが被った損害を補償いたします。本補償の運営は下記条項にしたがうものとします。 **第３条 補償が行われない場合または減額される場合** １．次に掲げる損害に対しては補償が行われない場合または補償の金額が補償対象額から減額して支払われる場合があります。 （ア）～（イ）　（略） （ウ）お客さまが口座番号等を手帳等の書面、または携帯電話、スマートフォン、パーソナルコンピュータ等情報端末、またはインターネット上のデータ保管サービス（電子メールやクラウドサービス等）等にメモ等で記録・保存しており、お客さまの不注意により当該手帳や携帯電話等が盗難等に遭う等して当該情報が盗取された場合 （エ）～（タ）　（略） ２．～3.　（略） 以上 【2024 年 1 月 18 日】	PayPay 銀行株式会社（以下「当社」という。）は、当社に普通預金口座（決済用口座を含む。）または BUSINESS ACCOUNT（以下「普通預金口座等」という。）を有するすべての個人・個人事業主のお客さまを対象とし、不正使用等にてお客さまが被った損害を補償いたします。本補償の運営は下記条項にしたがうものとします。 **第３条 補償が行われない場合または減額される場合** １．次に掲げる損害に対しては補償が行われない場合または補償の金額が補償対象額から減額して支払われる場合があります。 （ア）～（イ）　（略） （ウ）お客さまが口座番号等を手帳等の書面、または携帯電話、スマートフォン、パーソナルコンピューター等情報端末、またはインターネット上のデータ保管サービス（電子メールやクラウドサービス等）等にメモ等で記録・保存しており、お客さまの不注意により当該手帳や携帯電話等が盗難等に遭うなどして当該情報が盗取された場合 （エ）～（タ）　（略） ２．～3.　（略） 以上 【2025 年 4 月 10 日】

施行日：2025 年 4 月 10 日